

7 焼津青少年の家の安全対策

(1) 気象庁が発表する「南海トラフ地震に関連する情報」(臨時)の対応

① 「南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかの調査開始の情報」が発表された場合
「調査開始の情報」では、情報提供だけを行い、利用団体は活動を継続することができます。

② 「南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった」と評価された場合

利用団体には、屋外活動を含む全ての活動を直ちに中止し、地震発生に備え4階大体育室に避難していただき、併せて退所する準備をしていただきます。自治体等の情報を確認し、利用者が安全に帰宅できると判断できた場合には退所していただきます。

(2) 津波警報、注意報の発表時の対応

① 津波警報発表時

- ・ 屋外活動及び海洋活動中は、直ちに活動を中止し、所員又は団体指導者の誘導で避難場所に避難します。安全が確認できる場合や時間的猶予がある場合には本所に戻っていただき4階大体育室に避難します。
- ・ 館内に滞在中の時も直ちに4階大体育室に避難します。

② 津波注意報発表時

- ・ 原則として津波警報発表時と同じ対応になります。
- ・ 外国での地震発生による津波注意報の発表など緊急性がない場合は、発表された情報(津波到達予想時刻、予想される津波の高さ等)を精査し、所員が避難の必要の有無を判断します。また、団体指導者とその後の活動について協議をします。

(3) 突発的な地震の発生への対応(緊急地震速報受信時を含む)

① 安全な机の下等に避難し、身を守ります。揺れが収まったら直ちに4階大体育室に避難します。

② 所員は、情報提供及び避難誘導を行い利用者の安全を確保します。

③ 団体指導者は、研修生を集合させ点呼を行ってください。その後、所員の指示に従い行動してください。

④ 所員及び団体指導者は、情報収集を行い、状況に応じて活動継続、退所、避難待機等について協議し判断します。

(4) 団体指導者へのお願い

① 事前調査及び下見の実施

活動に際し、安全が確保できるよう避難経路や誘導方法を確認しておいてください。

特に、屋外での活動を実施する場合には、緊急時の避難場所、避難方法、連絡方法を必ず確認し、指導者間で共有しておいてください。

本所で使用している各活動用地図や資料等には避難場所が記載されています。下見の際に必要な場合には貸出しをします。

② 緊急時の対応及び準備

急な発病やけがに備え、研修生の緊急連絡先を把握するとともに、医薬品の準備及び保険への加入等の対応をお願いします。

研修生の既往症、体質（アレルギー等）を確認し、必要な準備と対策をとってください。アレルギー対応の食事については、レストラン部に御相談ください。

③ 予防的対策

事故、病気を防ぐために以下のような予防的対策をとってください。

- ・ こまめな水分補給（飲み物の確保）や休憩時間の確保、換気等を行うこと。
- ・ 活動中の危険について研修生への安全指導を徹底すること。
- ・ 屋外での活動等においては、保安、監視体制を確保したうえで実施すること。

④ 事故・急病が発生した場合

- ・ 傷病者及び周囲の研修生と団体指導者の安全を確保し、応急処置を行ってください。
- ・ 所員に連絡し、必要であれば直ちに団体指導者から直接、救急車を要請してください。
- ・ 事務室にAEDが2台設置されています。
- ・ 医薬品（内服薬）は本所にはありません。

⑤ 「防災活動担当者」の設置

「防災活動担当者名簿」の記載内容をお読みいただき、夜間の防災活動担当者を決めてください。また、緊急時の団体指導者の役割や避難経路について確認をお願いします。

⑥ 不審者対策

本所では、不審者対策として、「入所者名簿」に記載のない方には名札の着用をお願いします。入館する場合には、事務室で名札を受け取ってください。該当する方がいる場合は、団体内で周知徹底をお願いします。

(5) 医療機関について

＜緊急医療機関＞

焼津市立総合病院 電話（０５４）６２３－３１１１

所在地 焼津市道原１０００番地（本所から車で１０分程度）

- ① 基本的に時間外診療は、保険適用外となっています。
- ② 原則として、病院の受診には、保険証の原本の提示が必要です。
- ③ 受診には、利用団体の車両を使用してください。車両の準備が無い場合には、タクシーを使用してください。なお、緊急時には団体指導者が直接救急車を要請してください。

(6) その他

- ① 食中毒防止のため、本所では、飲食物の持込みをお断りしています。本所内での飲食については、P12「(3) 施設利用上のお願い【館内】④から⑥」を御確認ください。
- ② 熱中症予防のため、水分補給は適切にお願いします。特に、運動を主体とする団体の場合は、水分補給を確実に行うよう指導してください。また、利用団体で飲み物を用意する場合には、以下のことを確認してください。なお、守られない場合には、持込みをお断りすることがあります。

- ・ 管理、保管、給水の場所や時間の指示は、利用団体で責任をもって行ってください。
- ・ 他の利用団体への配慮をお願いします。（原則、持込み禁止となっています。）
- ・ 「利用申込書」の「要望等」欄、飲み物の持込みに○を付けてください。
- ・ ゴミ、空き容器は、お持ち帰りください。

○ 御注文いただければ、氷、冷却、容器の処分等を含めて対応させていただきます。
レストランに御相談ください。

- ③ 嘔吐、下痢等の症状があった場合や、急な発熱等の伝染性疾患が疑われる場合には、直ちに所員に報告をお願いします。他の利用者への感染を防ぐため、別室に隔離する等の対応をとります。なお、嘔吐物等の処理には専用処理キットをお渡ししますので所員にお申し出ください。

◇ 防災拠点としての焼津青少年の家 ◇

① 本館棟の耐震強度

耐震診断による耐震ランクはⅠa（最上級）です。

耐震性能が優れ、東海地震クラスの地震に対しても軽微な被害にとどまり、地震被災後も継続使用が可能な建物と診断されています。また、焼津市指定の津波避難ビルになっています。

② 津波避難施設

平成 25 年に公表された「静岡県第四次地震被害想定」によると、南海トラフ巨大地震による焼津市の想定津波高はレベル 1 で 6 m、レベル 2 で 10m です。

※ レベル 1…発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波（マグニチュード 8 クラス）

レベル 2…発生頻度は極めて低いですが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波（マグニチュード 9 クラス）

本所は、レベル 2 の地震・津波であっても浸水しないエリアに建築されており、本館棟は 2 階で 10m、3 階で 14m、4 階で 18m の海拔高度があり、4 階大体育室を避難場所としています。

③ 防災上の施設

5 階に非常用発電装置があり、停電しても 15～18 時間程度電力が供給されます。また、4 階に防災備蓄倉庫があり、飲料水と非常食を用意しています。

被災を免れた場合には、3 階宿泊室及び寝具類がそのまま使用できます。

④ 所員の防災体制

活動中に地震、津波等が発生した場合を想定して、直ちに避難、誘導し利用者の安全を確保できるよう安全体制をマニュアル化し、定期的に訓練を行っています。また、避難場所や避難経路を確認し、利用団体の指導者に情報提供できるように資料を整えています。